記者発表資料

平成２２年４月２７日
国土交通省　福島河川国道事務所
郡山国道事務所
磐城国道事務所

道路パトロールの半減に伴い
(社)福島県建設業協会と「ロードレポーター」協定の締結
～道路の異状を発見したら＃9910 ～
＝道路を利用される方のご協力もお願いします＝

（福島県内の直轄国道の国道4号、6号、13号、49号　総延長約496kmでは、道路パトロールで1日平均33件の落下物等処理や5件の穴埋め処理を実施しておりました。）

道路事業費の縮減により、今年度より国の管理する道路のパトロールが、１日１回から2日に1回に半減します。

これにより、落下物等の発見や処理の遅れから、道路利用者の皆様の安全な道路通行への影響が懸念されます。

このため、道路通行の安全確保ときめ細かな道路管理に対応することを目的に、国土交通省の福島県内の直轄国道事務所と(社)福島県建設業協会は、「ロードレポーター（ボランティア・サポート・プログラム）」の協定を結びますので、下記のとおり締結式を行います。

また、道路利用者の皆様の協力を得て影響を最小限にするため、道路の異状を発見した場合の通報のお願いを、「道路情報板」で呼びかけます。

通報は、「道路緊急ダイヤル」　＃9910　で受付します。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※ロードレポーターは、国道の異状を発見した場合、福島県内直轄国道事務所の「出張所」、「道路緊急ダイヤル」または、「道の相談室」へ通報するものです。

記

「ロードレポーター」協定締結式

日　時：平成２２年４月２８日（水）１０時から
場　所：社団法人 福島県建設業協会　福島市五月町４－２５　福島県建設センター２Ｆ
内　容：(社)福島県建設業協会会長と県内直轄国道事務所長との協定調印



※　下記記者クラブに同時発表しています。
福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、
郡山記者クラブ、いわき市記者クラブ、会津若松市記者クラブ、白河記者クラブ

【問い合わせ先】
◎国土交通省　東北地方整備局
〇福島河川国道事務所　　TEL　024-546-4331
副所長（道路）　向井　秀一（内線２０５）
〇郡山国道事務所　　TEL　024-946-0333
副所長（管理）　斉藤　忠則（内線２０５）
〇磐城国道事務所　　TEL　0246-23-2211
副所長（管理）　奥山　英治（内線２０５）

◎(社)福島県建設業協会　　TEL　024-521-0244
専務理事　高木　明義

道路上の異状発見に関する通報
（ロードレポーター）

・道路事業費の縮減により、道路パトロールの頻度が半減します。
・道路通行の安全確保ときめ細やかな道路管理のため、ロードレポーターから通報の協力をいただきます。

①国土交通省では、従来１日１回道路パトロールをして、落下物などを処理してきました。

福島県内直轄国道平均
（落下物等処理）約33件/日・（穴ぼこ等処理）5件/日


落下物（石ほか）

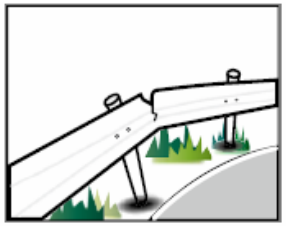
破損したガードレール

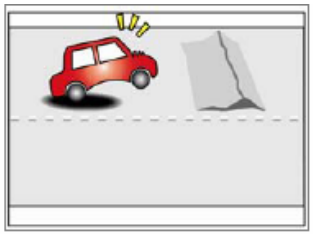
路面の隆起・陥没

②道路事業費の縮減により、道路パトロールの回数が半減します。

平成22年3月まで
1日1回

半減

平成22年4月から
2日に1回

③落下物等の発見の遅れから、安全な道路通行への影響が懸念されます。

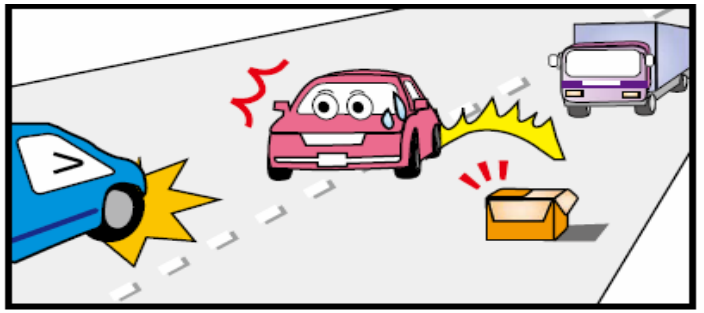

④（社）福島県建設業協会から、発見・通報にご協力いただきます。

通　報　先

道路緊急ダイヤル　　＃9910（フリーダイヤル）
道の相談室　　0120－106－497（フリーダイヤル）
○福島河川国道事務所
　福島国道維持出張所　　024－546－0524
　栗子国道維持出張所　　0238－34－2221
○郡山国道事務所
　郡山維持出張所　　024－932－4484
　会津若松出張所　　0242－23－1241
○磐城国道事務所
　平維持出張所　　0246－28－0644
　原町維持出張所　　0244－22－2530

道路上の異状発見に関する通報（道路利用者）

走行中に道路に異状を発見したら通報してください。道路管理者が処理します。

※事故情報は、警察（110番）へ連絡してください。
※道路交通法により運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車しておかけください。



道路の異状の例


落　下　物


道路の穴ぼこ


ガードレールの損傷


道路標識の損傷

※赤マーキングのあるものは確認済みです。

連絡に必要な項目

（それぞれ分かる範囲で）

- 異状発見の場所（道路名・進行方向・地域・周辺施設等）
- 異状発見の内容（落下物・道路の穴ぼこ・陥没等）
- 異状発見の程度
- 発見時期

通報先

道路緊急ダイヤル　＃9910（フリーダイヤル）
道の相談室　　0120－106－497（フリーダイヤル）

幹線道路の異状を発見したら…

道路緊急ダイヤル

緊急通報 #9910へ

24時間受付

通話料無料!!



道路の異状を見つけたらご一報ください



※特に高速道路については、異状箇所特定のため、道路名、進行方向、岐路ポスト、周辺の施設名等をご確認いただきますようお願い致します。

※県管理の道路等については、夜間・土・日・祭日は対応できない場合もあります。

※故障車は、高速道路のみ対象となります。

※事故情報は、警察(110番)へ連絡してください。

※道路交通情報については、(財)日本道路交通情報センター(TEL.050-3369-6666)、携帯短縮ダイヤル(＃8011)へお問い合せください。

※道路交通法により運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車しておかけください。

※ダイヤル式電話はご利用になれません。

実施機関　国土交通省東北地方整備局・東日本高速道路（株）東北支社

緊急通報以外の道路相談は道の相談室へ

「道の相談室」　0120-106-497

●相談内容の回答については関係する機関から後日回答となる場合もありますのでご了承下さい。